

## 「元気とやまマスコット きときと君」及び「ぶりと君」の使用に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、「元気とやまマスコット きときと君」及び「ぶりと君」(以下「マスコット」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において「マスコット」とは、別表に掲げる「元気とやまマスコット きときと君」及び「ぶりと君」をいう。

### (マスコットに関する権利)

第3条 マスコットに関する一切の権利は、富山県(以下「県」という。)に属する。

### (使用承認の申請等)

第4条 マスコットを使用しようとする者は、あらかじめマスコット使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りではない。

- (1) 県内市町村が使用するとき。
- (2) 県内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 県が主催又は共催となって実施するイベント等で使用するとき。
- (5) その他知事がその使用を適当と認めたとき。

### (使用承認)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、マスコットの使用を承認するものとする。

- (1) 営利団体等が自己の利益を主たる目的として使用するとき。
- (2) 県又はマスコットのイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令、公序良俗に反すると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (5) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (6) マスコットの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (7) マスコットの著しい変更(ポーズの変更、目鼻等の位置の変更、図案に別の図案を重ねること)その他使用方法が適当でないと認められるとき。
- (8) その他知事がマスコットの使用について不適当と認めるとき。

2 食品について前条の規定による申請があった場合は、県産品及び県内で加工された食品に限り承認するものとする。

### (使用承認の特例)

第6条 知事は、前条第1項第1号に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定に関わらず、マスコットの使用を承認することができる。

(1) 民間企業等が、自己の商品、商品のパッケージ、景品、チラシ、サービス等利益を目的として製作又は提供される物品等にマスコットのイラストを掲載することにより、観光振興、県産品の販売促進その他本県の施策の推進に寄与すると認められるとき。

(2) 民間企業等が、マスコットの立体物等を商品化することにより、観光振興、県産品の販売促進その他本県の施策の推進に寄与すると認められるとき。

2 前項の規定によるマスコットの使用は、別表2、別表3に掲載するイラストに限る。

(使用承認の条件)

第7条 知事は、第5条又は第6条の規定により使用を承認するときは、マスコットの使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条又は第6条の規定による使用承認を受けたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された使用内容のみに使用すること。

(2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(3) 第5条又は第6条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(4) マスコットを用いた商品等の使用、宣伝、広告に際して、「©富山県」を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(使用期間)

第9条 マスコットの使用期間は、1年以内とする。

2 前項の使用期間満了後において、引き続き使用するときは、改めてマスコット使用申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第10条 マスコットの使用料については、当分の間、無料とする。

(承認内容の変更)

第11条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめマスコット使用変更申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更を行う場合は、その内容を届け出ることとする。

(使用承認の取消し)

第12条 知事は、マスコットの使用がこの規程又は使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

2 知事は、使用承認を受けた者が次の各号に該当することが判明したときは、その使用承認を取り消すものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

(利用の非独占性等)

第13条 この規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマスコットを使用する権利を付与し、又は、商品、使用者等について県の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 県は、この規程による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第15条 県は、マスコットの使用を承認したことによる起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、マスコットを利用した商品等の瑕疵により第三者により損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、富山県広報課が行う。

(補則)

第17条 この規程の施行に伴い、「元気とやまマスコット きときと君」使用取扱要領（平成25年7月1日施行）は廃止する。

2 この規程に定めるもののほか、マスコットを使用する場合の取扱い等について必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。